

【法人・団体からの意見】

1. 公益財団法人ちば国際コンベンションビューロー・・・・・・・・・・ 2
2. Tokyo Rock Studio 株式会社・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
3. 株式会社日本国際映画著作権協会・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
4. 公益社団法人姫路観光コンベンションビューロー・・・・・・・・ 6

番号	法人・団体名	提出された主なご意見	ご意見に対する考え方
1	公益財団法人 ちば国際コン ベンションビ ューロー	<p>本ガイドラインの現場への浸透、有用性を高めるため、本ガイドラインの主旨・目的が達成されることで国が描く未来や解像度の高い「ロケ誘致の公益的要素」情報等が合わせて提供されることを期待する。</p> <p>本ガイドラインの現場への浸透、有用性を高めるためには、各団体・自治体がロケ誘致を「施策」として位置づけ、各組織の目的、戦略・戦術をもった公益的要素を最大化するための「主体性」が不可欠。</p> <p>ロケ誘致や撮影支援に対して「受け身」「片手間」の自治体が多い現状にあっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ロケ誘致、支援による目標、もしくは起こり得る未来 ・「地域経済の振興等に資する外国映像作品 ロケ誘致に関する実証調査結果」や、「ロケ誘致の公益的要素」等の既存情報や実例を含む情報を合わせて提供する（Appendix としてというよりは、本ガイドラインの前段として）ことが各組織の「主体性」を醸成するために効果的と考える。 <p>より解像度の高い背景、（国としての）目的・目標、期待できる効果など、「情報アセットとしての整備」を期待する。</p>	<p>ご意見を踏まえ、改訂ガイドラインの実効性を担保するために、有効な周知方法を検討してまいります。</p>
2	Tokyo Rock Studio 株式 会社	<p>現在、私は海外ドラマのニューロマンサーの撮影を終え、日本のロケーション統括として今作品に従事しておりました。制作会社は WOWOW ブリッジで制作しておりました。今作品は特定非営利活動法人映像産業振興機構（VIPO）の助成金を頂き、海外からの作品誘致に成功した作品になります。2024年の6月から海外スタッフへの日本ロケーションプレゼンを行い、2025年1月の撮影に至ることが出来ました。</p> <p>今作品の初動から日本プレゼンに参加しておりまして、海外のプロデューサー曰く、日本に助成金があったことが日本で</p>	<p>ご意見として承ります。今後の政策検討の際の参考といたします。</p>

	<p>ロケを検討してもらえる大きな要素になったと考えております。</p> <p>しかし、私が最後まで携わって、海外から大型案件を誘致するためには様々な取り組みが必要なことも今回のニューロマンサーを経験しました。私はTokyo Viceも1と2に渡り日本ロケーションの統括を行い、そこでも新たな発見がありましたが、今回のニューロマンサーでもさらなる経験値を日本スタッフにもたらしたと感じております。しかし、海外チームからは日本でのロケの許可取得の難しさを指摘され、助成金で誘致したあとの課題も浮き彫りになりました。</p> <p>私のご意見をさせていただくことの一つに、助成金を取得させて頂いた作品においては、スペシャルパーミット（他の作品と異なる）を付与していただくことも同じように重要と考えます。例えば、警察署で道路使用許可を提出する際に、窓口で助成金関係なく、また国内の映像作品（大小関係なく）と横並びに申請がスタートすることがあり、助成金取得作品に関しては、他作品と異なる何かしらのお墨付き・後援をいただきたいと考えております。他作品と異なるスタートで作品準備を始めていかなければ、海外文化・作品特有の規模感、スピード感で日本準備が進むにつれ、それに合わせていると日本国内の通常スピードでの申請続きでは、撮影まで間に合いません。また、各申請手続きの窓口の方には、助成金を使い海外から誘致した作品であることも伝わらず、一考もされることなく窓口で弾かれることもあります。海外スタッフからの視点だと、助成金を使って日本に誘致されたのにも関わらず、撮影申請が困難になるのであれば、他の国に行けば良かったと言われてもおかしくはありません。（直接言われてはおりませんが、遠回しに辛辣なことも言われました。）</p> <p>私は今作品でこのことを含めて、様々なことを肌で感じ、海外から来日されたチームに日本でしか撮影できないロケーシ</p>	
--	--	--

		<p>ョン、彼らが思い描くビジョンのロケーションをスムーズに撮影して欲しいと考えております。</p> <p>今後、ニューロマンサーで経験した、かつてない規模の撮影や日本誘致の決め手になったプレゼンの経験などを広く内外に発信し、日本国内の映像産業の発展に努め、そして他の作品と異なる助成金対象作品である故の何かしらのお墨付き・後援（スペシャルパーミット）の実現に向けて、お打ち合わせをさせて頂きたく存じます。</p> <p>ご意見をお聞かせいただければ幸いです。</p> <p>長文となってしまう申し訳ございませんがご検討のほどお願いいたします。</p>	
3	株式会社日本国際映画著作権協会	<p>《要旨》</p> <p>ワンストップサービスの役割を担う JFC や FC が海外制作者からの様々な問い合わせに対応できる体制の構築を推奨します。</p> <p>ガイドラインは国内外の制作会社に対し各種手続きに関する明確かつ確実な情報を提供する必要があります。</p> <p>インセンティブ制度の各種手続きは国内外の映画制作会社にとって分かりやすく容易な仕組みとするべきです。</p> <p>ロケ撮影・誘致に伴う利益について地方自治体や地元警察への十分な情報提供が必要です。</p> <p>《本文》</p> <p>Motion Picture Association、Inc. (MPA) とその関連団体である日本国際映画著作権協会 (JIMCA) は、世界でも有数の質の高いクリエイティブコンテンツを制作・配給する企業を代表しています。</p> <p>グローバルな製作環境は非常に競争が激しいため、本稿では、高価値の対内投資を呼び込むための効果的な手段として、ロケ撮影とインセンティブの両方を取り上げることとします。ロケ撮影及びインセンティブによるロケ誘致は、経済</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・許認可等の各種手続きに関する情報については、一覧性のある形で改訂ガイドラインに盛り込み、また、許認可に係る予見可能性を高めるために、過去の具体的な撮影事例を別添として取りまとめています。 ・ロケ撮影・誘致に伴う利益に係る地方自治体や地元警察への情報提供に関しては、改訂ガイドラインにおいて、許認可省庁から許認可現場に対して、改訂ガイドラインを周知することによってロケ撮影・誘致の目的や円滑な対応を周知・浸透させることなどを求めています。 ・これらについては、改訂ガイドラインの実効性を担保するために、有効な周知方法を検討してまいります。 ・また、インセンティブ制度（ロケ誘致支援（補助金））に関しては、経済産業省において、令和5年度補正予算については公募回を複数回に分けるなど、申請機会の確保に向けて工夫をしております。引き続き、制度を運用していく中で最大限の工夫を図ってまいります。

	<p>効果、雇用創出、地域開発、およびロケーションツーリズムの促進に繋がります。私たちは、内閣府知的財産戦略推進事務局が「ロケ撮影の円滑な実施のためのガイドライン」を改訂するにあたり、意見を述べる機会をいただいたことに感謝申し上げます。</p> <p>ジャパン・フィルムコミッション(JFC)と地域フィルムコミッション(FC)が、国内外のプロデューサーのためのワン・ストップ・ショップ・サービスとして任命されていることをとても心強く思います。しかしながら、JFCやFCは、限られたリソースの中で最大限の支援を行っているものの、海外制作者からの幅広い質問に対処するために十分なリソース、人員支援、能力を有していない現状も理解しています。ロケ撮影やロケ誘致を円滑に進めるというガイドラインの目的を達成するために、フィルムコミッションが十分なリソースとトレーニングを利用できる手段を有し、ロケ地や現地のクルー、政府や地方自治体のインセンティブの有無やその条件に関する海外制作者からの問い合わせに対応できる体制を構築することを推奨します。様々なフィルムコミッションに、経験豊富な映画撮影の専属コーディネーターがいれば、海外制作者にとって貴重なリソースとなることでしょう。</p> <p>上記ガイドラインは、承認およびクルービザ取得のスケジュールや労働許可条件の明記を含め、撮影許可を申請する海外制作者と国内制作会社に明確さと確実性を提供するものでなければなりません。申請者は、明確な撮影ガイドラインやその他の書式に容易にアクセスでき、申請前に必要な要件などを正確に把握できる仕組みが求められます。</p> <p>政府および地方自治体レベルでのインセンティブプログラムの確実性と資金の利用可能性が、作品が最終的にインセンテ</p>	<p>その他のご意見は今後の政策検討の際の参考といたします。</p>
--	--	------------------------------------

		<p>イブを受けるかどうかを決定づけます。日本に制作を呼び込むためには、制作需要に見合った資金供給を確保することが不可欠です。申請、提出、支払のプロセスは、業務のしやすさを考慮する必要があります。例えば、申請は特定の期間に限定されるべきではなく、申請に対する回答および承認は適時に（指定された日数以内に）行われるべきであり、プロセスは理想的には自動化、すなわち条件を満たす全ての応募作品がインセンティブを受けられる（条件を満たす作品から選ばれるのではなく）べきであり、会計要件は国際会計基準と整合している必要があります。</p> <p>例えば、特定のロケ地で撮影するにあたり、地元の市町村の警察管轄区域や道路管理区域または国立公園管理区域と重なる可能性があるロケ地の所有者や管理者にロケ許可証を申請する必要がある場合などのロジスティックス上の問題を解決するために、フィルムコミッションは、政府および自治体や警察の支援を得る必要があります。撮影スケジュールの遅れや混乱を避けるためには、地方自治体や警察から理解をえるための情報提供活動に投資することで、ロケ撮影が地域開発に対する、より広範な経済的、雇用的、観光事業的利益があることを関係者に理解していただくことに役立つかもしれません。</p> <p>私たちの意見を共有する機会をいただき、ありがとうございます。ロケの円滑な実施を確保するために、私たちは、フィルムコミッションが十分なりソース、人員支援、トレーニングを実施でき、国内外の制作者が円滑にロケ撮影を行える環境を構築することを奨励いたします。</p>	
4	公益社団法人 姫路観光コン	▼P10 ウ) 撮影終了後のプロモーションについて	ご指摘を受け、第2章2(2)ウ「撮影終了後のプロモーション」の本文末尾に「なお、映像の一部利用等について円滑に交渉を進めるために、製作者等

<p>ベンションビ ューロー</p>	<p>製作者等からと記載されているが、実際に現場で出会えるのはフリーランスの決定権のないスタッフで、宣伝には関与していないことが大半です。 製作者という文言ではなく明確に「配給」「プロデューサー」「宣伝部」「広報」などの決定権のある担当や部署名を明記される方がFCも制作サイドもわかりやすく認識の違いが生じないかなと思いました。 違うセクションの話かもしれませんが、制作関連会社等の有識者の集まりの際は、ロケ地PR＝興行へつながるという認識を持っていただけよう、呼びかけて頂けると幸いです。</p>	<p>においては、FCに対して映像の利用に係る責任窓口を明示しておくことが望ましい。」を追記いたしました。</p>
	<p>▼追記のない事項 【文化財撮影現場でのガイドラインについて】 文化財のガイドラインは難しいかと思いますが、全国的に事故が起きる大きな要因は、 経験上、スタッフ全員の文化財価値への認識の欠如にあると考えます。 文化財とはという定義を明記の上、文化財で撮影するメリット、日本として後世に残していくべきロケーションであること、他のロケーションとの取り扱いの差別化を明確に示すことが必要です。 「文化財に指定されている建造物や史跡地、道具類、また希少価値の高いロケーション指定されたもの全てにおいて（文化財希少価値の高さには関係なく）、汚損・破損が生じると二度とその価値が戻らないものとして認識すること、日本の歴史・アイデンティティを象徴する、貴重な国の財産である」という大前提を記載しても良いと思います。 また撮影を行う際は、使用許可を出す施設管理者の許可だけでなく、関与する文化財や学芸員・またフィルムコミッションの指導・立ち合いの下、事前の打ち合わせを入念に行える余裕を持ったスケジュールを組むこと。</p>	<p>ご指摘を受け、文化財価値の尊重の観点から、第4章2（4）の「<ロケ撮影に当たってよくあるトラブルや地域住民からの苦情（例）>」の「・文化財への配慮が不足」を以下のとおり修正いたしました。</p> <p>・文化財への配慮が不足（建造物、絵画、景観地などの文化財は、その希少価値の高さに関係なく、汚損・破損が生じると二度とその価値が戻らないものとして認識する必要がある）</p>

	<p>撮影受け入れ側と演出のイメージや打合せ、リハーサルなどを積極的に行うこと。</p> <p>養生の指導についても、床や壁を傷つけない正しい養生の方法を行うこと。</p> <p>また、今後の文化財の保存と活用のバランスを考え、PRにも積極的に協力すること。など記載できるのではないかなとも考えます。</p>	
--	--	--